

医療広告における 虚偽・誇大広告の注意点

ヤフー株式会社
2021年11月

虚偽広告について

表現例

当院で行う手術は「絶対安全」なので安心してください！



「絶対安全」な手術は医学上ありえないため
虚偽広告にあたります。よって、表現できません。

虚偽広告

医療法や医療広告ガイドラインでは、著しく事実と相違する情報を患者に与えることによって、**適切な受診機会を喪失**させたり、**不適切な医療を受けさせるおそれがある**広告は禁止されています。

誇大広告について

表現例

当院は知事の許可を取得している病院です。



病院が都道府県知事の許可を得て開設することは、**法における義務であり当然のこと**です。強調して広告すると、特別な病院であると患者に**誤認させる可能性があり、誇大広告**にあたるため表現できません。

誇大広告

医療法や医療広告ガイドラインでは、**施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等**について、**不当に誇張した表現をしたり、誤認させたりする**広告は禁止されています。

虚偽・誇大広告の具体例（掲載不可の表記例）

虚偽・誇大広告

絶対安全な手術です

経験豊富な医師

痛みの少ない歯科治療

高い技術力

お手軽二の腕痩せ

日本でも大ヒット中

副作用のない治療法

わずか1日で治療が完了

手術の痛みもないです

下記のようなものは、
医療広告において「**広告できない内容**」となるため表現できません。

- 主観的なもの
- 客観的事実であること（根拠）が証明できないもの
- 患者の感じ方で個人差があるもの

注意事項

- 本資料は、作成時点でのYahoo! JAPAN 広告掲載基準（以下「掲載基準」と表記）に基づき作成しております。
今後内容を見直すことがありますのでご理解ください。
また、本資料は掲載基準の内容の一部を抜粋して作成しておりますので、出稿の際は掲載基準の全項目を必ずご確認ください。
- 本資料で紹介した内容に準拠した広告の場合でも、各種法律に違反しないことや弊社での広告の掲載を保証するものではありません。ご理解いただいた上で、貴社の広告宣伝活動にご利用ください。